

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長
2	対象税目	(地方税7)(固定資産税:外) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 対象施設に係る課税標準となるべき価格に特例率(1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)を乗じて得た額を課税標準とする。
		《関係条項》 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項第1号
4	担当部局	環境省水・大気環境局水環境課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成26年度~31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和35年度 創設 昭和51年度 地方税法本則から同法附則に移行し、適用期限付きとなり、2年ごとの適用期限の延長を行うようになる 平成8年度 非課税から移行(非課税→1/6) 平成22年度 軽減税率引下げ(1/6→1/3) 平成26年度 軽減税率1/3を廃止し、地域決定型地方税特例措置を導入(特例率:1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)
7	適用又は延長期間	平成30年4月1日~平成32年3月31日(2年間)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 環境基本法、水質汚濁防止法等に基づき、環境基準の達成及びその維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。 《政策目的の根拠》 ・環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)において、環境の保全の目的の下、政府は財政上の措置等を講じなければならないとされている(第11条)。 ・第4次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)において、国は、環境基本計画に掲げられた各種施策を実施するため、施策の有効性を検証しつつ必要な財政上の措置その他の措置を講じるものとされている(第3部第2節)。 ・水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)において、水質の汚濁防止に資するため、国は処理施設の設置等につき援助に努めることとされている(第25条)。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 3. 大気・水・土壌環境等の保全 3-3. 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 環境基本法、水質汚濁防止法等に基づき、環境基準達成及びその維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 水質分野の環境基準について、BOD、COD等の生活環境項目については昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったものの、平成27年度の環境基準達成率は全体で91.1%となっており、水質環境の改善が行われてきた。他方で、新たな環境基準の追加等の規制強化がなされており、現状の達成率を引き続き維持していくためには、本制度の延長が必要。</p>																																																																						
9	有効性等	① 適用数等 ② 減収額 ③ 効果・税収減是認効果	<p>○適用件数及び適用額 (単位:件、億円)</p> <table border="1" data-bbox="544 696 1318 844"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>7363</td> <td>6308</td> <td>4087</td> <td>3728</td> <td>3419</td> <td>3419</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>463</td> <td>477</td> <td>186</td> <td>193</td> <td>307</td> <td>307</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 経済産業省調べ 2 平成30年度は見込み。平成31年度は平成30年度と同程度と想定。 適用数は、概ね過去10年の変動の範囲内で推移。広範な業種で資産取得が行われている。</p> <p>○減収額 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="544 1048 1318 1149"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定資産税</td> <td>352</td> <td>363</td> <td>141</td> <td>147</td> <td>234</td> <td>234</td> </tr> </tbody> </table> <p>特例率を1/3、減価率を0.369として、 減収額=適用額×(1-減価率/2)×(1-特例率)</p> <p>《効果》 ○達成目標の実現状況 (単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="544 1335 1425 1599"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境基準達成率(全体)</td> <td>89.1</td> <td>91.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>環境基準達成率(河川)</td> <td>93.9</td> <td>95.8</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>環境基準達成率(海域)</td> <td>79.1</td> <td>81.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>環境基準達成率(湖沼)</td> <td>55.6</td> <td>58.7</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)環境省調べ 環境基本法に基づく環境基準の達成率について、生活環境項目のBOD、CODについては、昭和50年頃の環境基準達成率55%程度と比較して、平成27年度の環境基準達成率は全体で91.1%(前回要望時(H25年度。以下同じ):87.3%)と高い水準を維持し、また、前回要望時よりも改善しており、引き続き、この状況を維持・改善していくことが求められている。 なお、閉鎖性水域の環境基準達成率については、全体水準よりも依然として低い状況となっているが、前回要望時よりも改善している。(H27年度:河川95.8%(前回要望時92.0%)、海域81.1%(同77.3%)、湖沼58.7%(同55.1%))</p>	年度 区分	平成26	27	28	29	30	31	適用件数	7363	6308	4087	3728	3419	3419	適用額	463	477	186	193	307	307	年度 区分	平成26	27	28	29	30	31	固定資産税	352	363	141	147	234	234	年度 区分	平成26	27	28	29	30	31	環境基準達成率(全体)	89.1	91.1	—	—	—	—	環境基準達成率(河川)	93.9	95.8	—	—	—	—	環境基準達成率(海域)	79.1	81.1	—	—	—	—	環境基準達成率(湖沼)	55.6	58.7	—	—	—	—
年度 区分	平成26	27	28	29	30	31																																																																			
適用件数	7363	6308	4087	3728	3419	3419																																																																			
適用額	463	477	186	193	307	307																																																																			
年度 区分	平成26	27	28	29	30	31																																																																			
固定資産税	352	363	141	147	234	234																																																																			
年度 区分	平成26	27	28	29	30	31																																																																			
環境基準達成率(全体)	89.1	91.1	—	—	—	—																																																																			
環境基準達成率(河川)	93.9	95.8	—	—	—	—																																																																			
環境基準達成率(海域)	79.1	81.1	—	—	—	—																																																																			
環境基準達成率(湖沼)	55.6	58.7	—	—	—	—																																																																			

			<p>○租税特別措置等による直接的な効果</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>7363</td> <td>6308</td> <td>4087</td> <td>3728</td> <td>3419</td> <td>3419</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 経済産業省調べ 2 平成 30 年度は見込み。平成 31 年度は平成 30 年度と同程度と想定。 平成 26～31 年度の適用件数は平均 4,000 件と見積もられており、幅広い業界において公害防止設備の導入が進められている。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 水質分野の環境基準について、生活環境項目の BOD、COD については昭和 50 年頃の全体の環境基準達成率は 55%程度であったものの、平成 27 年度の環境基準達成率は 91.1%となっており、水質環境の改善が行われてきた。</p>	年度 区分	平成 26	27	28	29	30	31	適用件数	7363	6308	4087	3728	3419	3419
年度 区分	平成 26	27	28	29	30	31											
適用件数	7363	6308	4087	3728	3419	3419											
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>水質分野においては、排水規制・暫定排水基準の見直し、水質総量削減や、環境負荷物質に係る新たな知見に基づく環境規制の強化等により、事業者の公害防止設備投資に係る負担も上昇している。このような水質分野における環境規制の強化の動きに対応するため、企業の公害防止設備投資に係る税制上の優遇措置を行うことで、事業者の水質汚濁防止対策に対する取組を支援し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図ることが必要である。</p>														
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【財政投融资】株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 概要: 中小企業事業者が水質汚濁防止等に係る施設整備を行う場合、特別利率による融資を受けることができる。(貸付限度: 中小企業事業 7 億 2 千万円以内、国民生活事業 7200 万円以内、貸付期間: 20 年以内) 財政投融资については、中小企業のみを対象としており、中小企業における公害防止設備導入のための資金調達の円滑化を図るものである一方、本税制は大企業・中小企業を含めた幅広い範囲の企業を対象とし、設備のランニングコストの低減に寄与するものである。</p>														
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>水質汚濁防止法において、地方公共団体は水質総量削減計画の策定や排水基準の上乗せ条例を定めることができ、地方公共団体においても、地域の実情に応じた水質汚濁防止対策が求められている。</p>														
11	有識者の見解																
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月														